④　地方部上限割引

イ　割引をする自動車

⑴①イ㈠に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、⑴①ハに定める区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる各高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行を除く）全自動車のうち軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率等

㈠　普通区間等

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）の料金の額並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる各高速道路の額を合算した額又は区間料金制区間の額又は別添６のうちＤに掲げる各高速道路の料金の額のそれぞれについて次表の額（単位：円）を超える場合は、当該区間に係る本割引適用後の料金の額を支払い単位ごとに次表の額とし、次表の額を超えない場合には、当該区間に係る本割引適用後の料金の額を⑴に定める料金の額とする。ただし、㈡を適用する場合を除く。

軽自動車等	普　通　車
1,000	2,000

㈡　普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、⑴に定める料金の額を上回る場合には、⑴に定める料金の額と同額とする。

Ａ　（ａ×((ＬＲ＋L’1 R’1）＋L’2 R’2）＋150）×ｔ＋Ｐ＋P’

※ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋L’1 R’1）＋L’2 R’2）＋150）×ｔに50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

Ｂ　a’L’2 R’2×ｔ＋Ｕ＋P’

※ただし、上記式において、a’L’2 R’2×ｔ又はP’の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、a’、Ｌ、L’1、L’2、Ｐ、P’、Ｒ、R’1、R’2、ｔ及びＵは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

a’　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P’　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

Ｕ　：軽自動車等については1,000、普通車については2,000（単位：円）

㈢　普通区間等の料金を合算する特例

ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）については、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）における、それぞれの通行（中日本高速道路株式会社が別に定める日までは、通行の全部又は一部に⑫イに掲げる日が含まれている場合を除く。）に係る本割引適用後の料金の額（下記Ａ又はＢに限る）を合算した額が㈠の表中に定める額を超える場合は、これを㈠の表中に定める額とする。ただし、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

Ａ　㈠の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

Ｂ　㈡の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

ａＬＲｔ＋Ｐ

※ただし、上記式において、ａＬＲｔに50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｐ、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し0.75を加算した値。

Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は西富士道路を含む場合。
第一東海自動車道と中央自動車道富士吉田線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋亀山線を、第一東海自動車道の小牧インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の楠ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道西宮線と近畿自動車道名古屋亀山線を、中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の清洲ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越自動車道新潟線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。